

## 議案第2号

北名古屋市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年2月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、会計年度任用職員に係るサービスの宣誓について新たに規定を設けるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年北名古屋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。